

○奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する要項

第1章 条例の性格

第2章 人員及び運営に関する基準

第1章 条例の性格

- 1 この要項は、奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年奈良市条例第14号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 条例の趣旨及び内容については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）に定めるもののほか、この要項に定めるとおりとする。
- 3 条例第4条は、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）に基づき、本市と事業者が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、法人の役員、管理者をはじめとする事業の運営に従事する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならない。

第2章 人員及び運営に関する基準

1 事業所の名称

事業所の名称は指定居宅介護支援を提供する事業所として適切な名称とし、誤解を与えるようなものにならないよう十分に留意すること。

2 「勤務時間」の定義

勤務時間とは、労働者が使用者の指揮命令の下に置かれている実労働時間とする。したがって、事業所（出張所等を含む。）以外での待機時間等を、勤務時間に算定することは認められない。

3 区画

1つの建物に複数の事業所等が混在する場合は、出入口や区画を区分する等、それぞれの利用者や従業員が入り交ざらないようにするほか、感染症の発生やまん延の防止に十分に配慮すること。

4 事故報告

事故が発生した場合には「介護保険事業者事故報告取扱要領」に則り、奈良市への報告を原則3日以内に行うこと。なお、緊急性の高い事故については、速やかに電話により報告するとともに、その後報告書を提出すること。

5 関連法令等の遵守

事業を運営するにあたっては、以下に例示する法令を含め、関連する法令や条例等を遵守すること。

- (1) 介護保険法
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- (3) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

6 管理者の兼務の範囲（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）第3条第3項）

管理者は、当該事業における従業者と兼務する場合、同一事業所内で行う他の事業の管理者及び同一敷地内に所在する他の事業所の管理者のみ兼務することができる。したがって、この場合は同一事業所内で行う他の事業の従業者や、同一敷地内に所在する他の事業所の従業者との兼務は認められない。

7 重要事項説明書の記載項目（省令第4条第1項及び第2項）

指定居宅介護支援事業者は、当該事業所から指定居宅介護支援の提供を受けることにつき文書により同意を得ること。なお、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書）には、次の項目を定めておくこと。

- (1) 運営規程の概要
- (2) 従業者の勤務体制
- (3) 通常の事業の実施地域
- (4) 利用料その他の費用の額
- (5) 緊急時の対応
- (6) 事故発生時の対応
- (7) 苦情処理の体制及び窓口（事業所、奈良市、国民健康保険団体連合会の連絡先）
- (8) 守秘義務
- (9) 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等についての内容

8 交通費（省令第10条第2項）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に関して、利用者の選定に

より通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までの交通費（移動に要する費用）の支払を受けることができることとする。

なお、通常の事業の実施地域内の交通費については、駐車場代も含め徴収できないものとする。

5 勤務体制の確保（省令第19条第1項及び条例第8条）

（1）省令第19条第1項について、指定居宅介護支援事業所ごとに作成する勤務形態一覧表には、兼務の場合は職種ごとに明確に時間を分けて記載すること。

（2）条例第8条は、従業者がやり甲斐を感じ働き続けることができるよう職場環境の整備を促進するため、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めることとしたものである。

6 苦情処理（省令第26条第1項）

必要な措置とは、具体的には、事業所、奈良市及び国民健康保険団体連合会の各相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

7 報告（条例第10条）

条例第10条に規定する報告は、市長が介護サービスの向上を図るために必要と認める情報を記載した書面により行うものとする。